

# 公開買付説明書の訂正事項分

2024年1月

センコーグループホールディングス株式会社

(対象者：株式会社S E R I Oホールディングス)

## 公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	センコーグループホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都江東区潮見二丁目8番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区潮見二丁目8番10号
【電話番号】	(03)6862-7150（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 法務部長 梅津 知弘
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	センコーグループホールディングス株式会社 （東京都江東区潮見二丁目8番10号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、センコーグループホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注3) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注4) 本書の提出に係る公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2023年12月21日付で提出いたしました公開買付届出書につきまして、連結財務諸表の注記事項に記載すべき「受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高、電子記録債権割引高及び電子記録債権譲渡高」等の一部に記載漏れや誤記が生じていたため、公開買付者が2024年1月22日付で事業年度第106期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書、事業年度第107期第1四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書及び事業年度第107期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記のうち、事業年度第106期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書及び事業年度第107期第2四半期（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）に係る四半期報告書の訂正報告書を添付書類とするため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び府令第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

## 2 【訂正事項】

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

① 公開買付者が提出した書類

ハ 訂正報告書

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【会社の場合】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

ハ【訂正報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

訂正報告書（上記イの第106期有価証券報告書の訂正報告書）を2024年1月22日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記ロの第107期第1四半期報告書の訂正報告書）を2024年1月22日に関東財務局長に提出

訂正報告書（上記ロの第107期第2四半期報告書の訂正報告書）を2024年1月22日に関東財務局長に提出